

令和 5 年度国民健康保険料率等について

東京都は、都内すべての医療費等を賄うため、各区市町村の医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の額を決定し、区市町村が納付金を納めるために必要な水準である標準保険料率を提示する。

区市町村は、納付金を納めるため、標準保険料率を参考として保険料を定め、賦課・徴収する。

1 都が算定した令和 5 年度納付金および標準保険料率

令和 5 年度 練馬区納付金額および標準保険料率

	基礎(医療)分	後期支援金分	介護納付金分	合計
納付金額	15,639,765,990 円	4,975,763,345 円	2,003,010,381 円	22,618,539,716 円
所得割率	8.00%	2.71%	2.31%	13.02%
均等割額	47,899 円	15,692 円	16,907 円	80,498 円

2 令和 5 年度練馬区国民健康保険料算定等について

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準について

特別区では、将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応することとし、保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として決め、各区で条例を定める際は、原則この共通基準に合わせるという統一保険料方式を採用している。

特別区独自の激変緩和措置（以下「激変緩和」という。）として、制度改正初年度の平成 30 年度は、納付金から 6% を控除、不足分を一般会計からの繰入金で補填し、納付金の 94% を賦課総額として保険料を算定した。以後 6 年間でこの割合を原則 1% ずつ引き上げ、法定外繰入を解消すべく、段階的、計画的に保険料率を設定することとしている。（平成 29 年 11 月 14 日特別区長会総会確認事項）

ア これまでの経緯

令和 4 年度保険料算定においては、令和 3 年度にコロナ禍という未曾有の状況に対応する特別措置として 96% に据え置いた激変緩和割合を 1.3% 引き上げ 97.3% とした。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増に対応するため、特に影響が大きい基礎（医療）分に追加で一般財源を投入した。

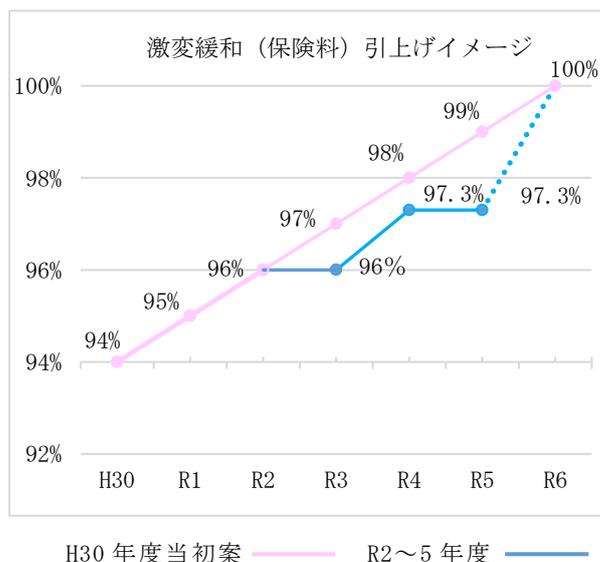
イ 令和5年度保険料算定の考え方

(7) 激変緩和割合について

激変緩和期間の維持(令和6年度で100%)を前提とし、令和4年度の激変緩和割合を97.3%とした。

このことから、本来、残り2年間で均等に引き上げた場合、令和5年度の激変緩和割合は納付金の98.6%となる。

しかし、コロナ禍や物価上昇による生活への影響が見込まれるため、保険料の急激な上昇を抑えられるよう、激変緩和割合を令和4年度と同じく97.3%とすることとした。

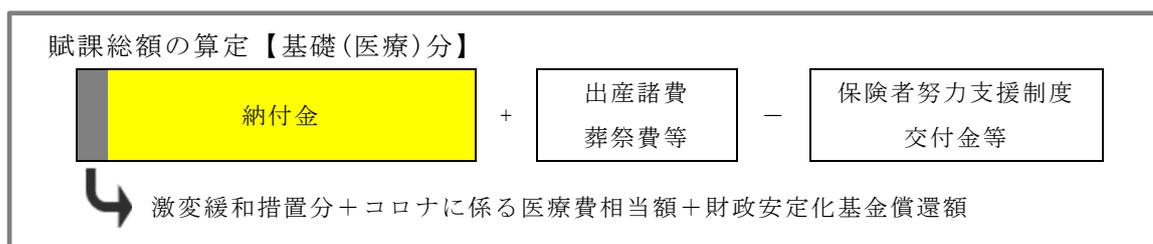


(イ) 基礎（医療）分保険料について

高齢化および医療の高度化、新型コロナウイルス感染症に関する医療費の増加の影響により、基礎（医療）分保険料が増額となった。

このため、令和4年度と同様に、新型コロナウイルス感染症に係る医療費相当額（概算額）を算出し、これに東京都が示す一人当たり診療費の伸び率を反映したものを一般財源から投入し、基礎（医療）分納付金から減算することとした。

また、財政安定化基金について、東京都が令和3年度に取り崩したため、その償還額を一般財源から投入し、基礎（医療）分納付金から減算することとした。



これにより、基礎（医療）分については納付金の90.3%相当を、後期高齢者支援金分・介護納付金分については97.3%を賦課総額として算定を行った。全体では、92.4%相当となる。

(2) 国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 賦課限度額の引上げ

【賦課限度額】

	改正後	現行	増減
基礎(医療分)	650,000 円	650,000 円	据置き
支援金分	<u>220,000 円</u>	200,000 円	20,000 円増
介護分	170,000 円	170,000 円	据置き
	改正後	現行	増減
基礎分・支援金分 合計	<u>870,000 円</u>	850,000 円	20,000 円増
基礎分・支援金分 ・介護分 合計	<u>1,040,000 円</u>	1,020,000 円	20,000 円増

イ 保険料の軽減判定所得の引上げ

物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で均等割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、保険料の減額判定基準を引き上げる。

均等割額の5割・2割軽減判定基準について、5割軽減世帯は29万円（現行28.5万円）、2割軽減世帯は53.5万円（現行52万円）にそれぞれ引き上げる。

軽減割合	令和5年度	令和4年度
7割	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円
5割	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円 + (被保険者数 × <u>29万円</u>)	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円 + (被保険者数 × 28.5万円)
2割	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円 + (被保険者数 × <u>53.5万円</u>)	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円 + (被保険者数 × 52万円)

※ 給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）および一定の公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）

(3) 出産育児一時金の支給額の引上げ

出産育児一時金について、令和4年度の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から現在の42万円から50万円に引き上げる。

(4) 雇用保険法施行規則の改正に伴う改正

特例対象被保険者等保険料軽減（非自発的失業者軽減制度）に係る届出に当たり、雇用保険受給資格者証に加え、雇用保険受給者資格通知の提示による手続きが可能となったため追記する。

3 令和5年度保険料率等

(1) 賦課割合

区の被保険者数および所得見込みから、賦課割合（所得割：均等割）を基礎（医療）分および支援金分、介護分を 57：43 とする。

(2) 保険料率

【基礎（医療）分＋支援金分】

	基礎（医療）分		支援金分		計（基礎分＋支援金分）	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
4年度	7.16%	42,100円	2.28%	13,200円	9.44%	55,300円
5年度	<u>7.17%</u>	<u>45,000円</u>	<u>2.42%</u>	<u>15,100円</u>	<u>9.59%</u>	<u>60,100円</u>
増減	0.01 ポイント	2,900円	0.14 ポイント	1,900円	0.15 ポイント	4,800円

【介護分】（40～64歳）

	介護分		計（基礎分＋支援金分＋介護分）	
	所得割	均等割	所得割	均等割
4年度	2.43%	16,600円	11.87%	71,900円
5年度	<u>2.23%</u>	<u>16,200円</u>	<u>11.82%</u>	<u>76,300円</u>
増減	▲0.20 ポイント	▲400円	▲0.11 ポイント	4,400円

(3) 1人当たり保険料額

	基礎(医療)分+支援金分	基礎分+支援金分+介護分
4年度	131,813 円	171,380 円
5年度	<u>143,363 円</u>	<u>182,171 円</u>
増減 (前年度比)	11,550 円 (8.76%増)	10,791 円 (6.30%増)